

日本道路公団、首都・阪神公団の改革について

1. 基本的考え方と概要

- ① 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団の3公団について、速やかに一の公団に統合することを検討。
- ② 統合による課題を整理・検討するため、特別検討委員会を国土交通大臣の下に早急に設置。委員会の検討を踏まえて速やかに統合。

2. 統合公団の民営化について

都市再生・地域発展に必要な全国高速国道網及び首都圏・阪神圏の渋滞解消に不可欠なネットワークについて統合公団によって早期に整備を図ることとし、ネットワークの整備の見通しが立った段階から早急に特殊会社化を図る。

3. 統合公団の民営化までの取り組み

【道路公団関係分】

都市再生や地域発展に必要なネットワーク整備について、第三者機関において、今後の高速自動車国道の整備のあり方を議論する。

【首都・阪神公団関係分】

調査中路線については、渋滞解消や都市再生に特に効果の高い路線を除き、調査を原則中止。（首都公団：練馬線、内環状線、阪神公団：阪神間南北線、京阪連絡道路 等）

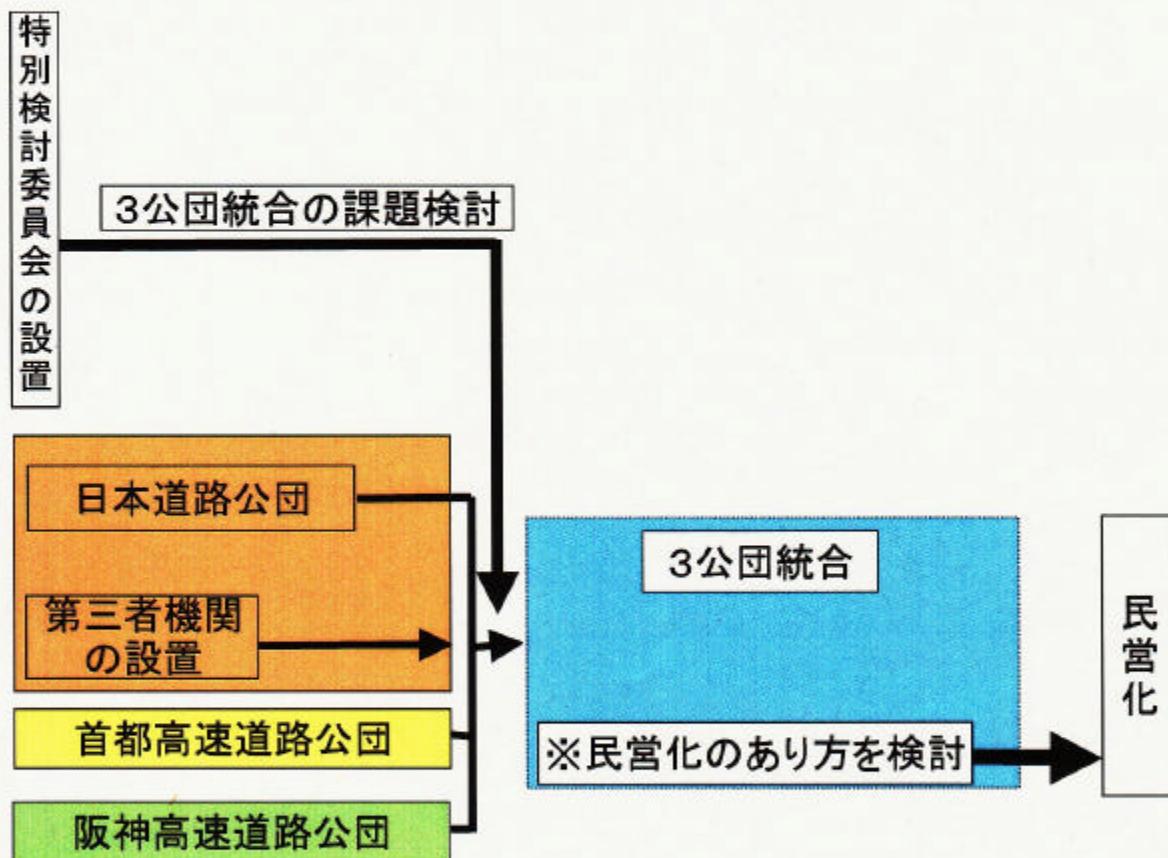
【共通分】

- ① サービスエリア等の管理を行っている公益法人について、占用料のあり方等を見直すことにより、その収益の還元を図る。
また、維持管理業務等の発注に関し、一層の競争性の確保等に努めコスト縮減を図る。
- ② 統合公団後の民営化のあり方について検討

4. 高速自動車国道の整備のあり方を議論する第三者機関の設置

- ① 今後の高速自動車国道の整備のあり方を議論する第三者機関を国土交通大臣の下に早急に設置。
- ② 客観的審議を確保するため審議過程は全て国民に公開。
- ③ 社会経済情勢の変化に伴う金利・交通量の将来リスクの分析を行い、現行整備計画に係る償還計画を踏まえながら、高速自動車国道網全体の整備のあり方を検討し、採算性を確保しつつ整備するための方策を検討。

5. 3公団の統合と統合後の民営化のスケジュール



本州四国連絡橋公団の民営化について

1. 基本的考え方

- ① 本州四国連絡道路の建設事業は、ほぼ終了していることから、民間会社として事業を健全に経営できるよう債務を圧縮し、速やかな民営化を検討。

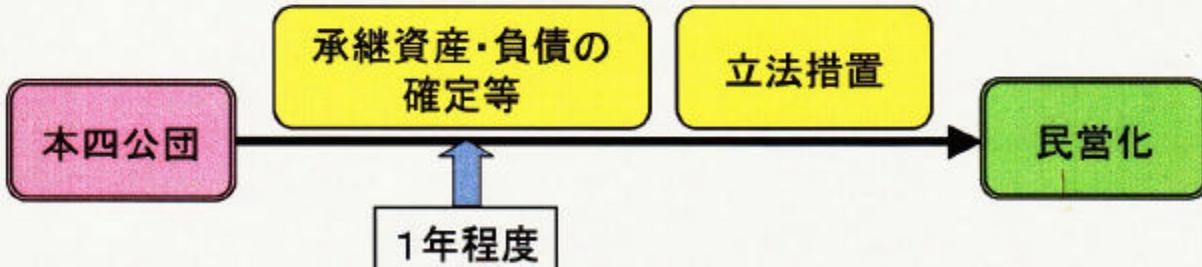
2. 民営化の概要

- ① 管理事業について速やかな特殊会社化を検討する。長大橋梁群の万全な管理のため、一定の道路管理権限を国に留保する。
- ② 海外プロジェクトを視野に入れた長大橋技術の継承・高度化のための体制を確保するとともに、内外へのコンサルタント業務、コンストラクションマネジメント等、技術の活用を図る新たな事業展開。
- ③ 民間の経営手法を取り入れ、利用者サービスの向上やコスト縮減を進める。

3. 民営化への取り組み

- ① 公租公課、株式配当、資金調達コスト増等に対応するとともに、民間会社として事業を健全に経営できるよう、債務を圧縮する。
- ② 引き続き、国と関係自治体との協調体制を堅持する。

4. 民営化に向けたスケジュール



※ 会社設立に向け、公団から承継する資産や負債について客観的に評価する委員会を設ける必要。